平成２４年（再ロ）第１００６１号

東京都府中市若松町２－８－16　第１フラワーマンション東府中402

再生債務者　宮上　祐喜

1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年８月28日まで

4　一般異議申述期間　平成24年９月11日から平成24年10月２日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００６２号

東京都練馬区上石神井１―32―29

再生債務者　丸山　兼毅

1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年８月28日まで

4　一般異議申述期間　平成24年９月11日から平成24年10月２日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第６号

新潟市東区空港西１丁目４番12号

再生債務者　諸橋　　翔

1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年８月29日まで

4　一般異議申述期間　平成24年９月12日から平成24年10月３日まで

新潟地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第３４号

大阪府吹田市山田東１丁目35番１―401号

再生債務者　髙田　竜作

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月30日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年８月28日まで

平成24年７月31日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第１号

滋賀県近江八幡市安土町常楽寺204番地３

再生債務者　井上　謙治

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年９月４日まで

平成24年７月31日　大津地方裁判所彦根支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１００１７号

東京都府中市是政４－８－１―212

再生債務者　宮本　昌和

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年８月１日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００１３号

東京都北区浮間５―16―６―205

再生債務者　市川　芳幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年８月１日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１号

山形県米沢市門東町２丁目２番10号ダイモンハイツ10号室

再生債務者　マックスコネクションこと　情野和義

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年７月30日　山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（再ロ）第１０１３５号

東京都大田区南馬込４－８－７

再生債務者　小川　高広

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年７月31日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００２３号

東京都足立区伊興４―11―18―104

再生債務者　佐藤　秀幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年８月１日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第２号

千葉県松戸市松戸2061―６　ジュネパレス松戸第79―201号室

再生債務者　渡辺　正道

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年７月31日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再ロ）第１３号

堺市中区深井中町1892番地ラ・フォーレ深井Ｅ―202号、開始決定時の住所堺市中区土塔町3165番地　ブリーズＫ203号

再生債務者　渡辺　由紀

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年８月１日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

企業年金基金変更公告

ヒヌ・ティ・ティ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のように公告する。

1．新所在地　東京都千代田区内神田三丁目６番２号

2．旧所在地　東京都千代田区大手町二丁目２番２号

3．変更年月日　平成24年７月30日

平成 24 年８月 10 日

ヒヌ・ティ・ティ企業年金基金

吸収合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十四年八月七日、乙の株主総会の承認決議は平成二十四年八月八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年三月二十七日

掲載頁　一四六頁（号外第六十九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年四月十一日

掲載頁　七十三頁（号外第八十四号）

平成二十四年八月十日

札幌市白石区流通センター七丁目九番三五号

（甲）株式会社セイコーフレッシュフーズ

代表取締役　佐藤　勝幸

北海道帯広市西二八条南二丁目二番地三六

（乙）株式会社道東セイコーフレッシュフーズ

代表取締役　笹山　一夫

吸収合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十四年八月三十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年五月二十五日

掲載頁　七十五頁（号外第一一四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月三日

掲載頁　七十頁（号外第一四五号）

平成二十四年八月十日

東京都千代田区神田錦町三丁目一一番地

（甲）株式会社ホスピタルパートナーズ

代表取締役　鈴木　勝義

東京都世田谷区代沢二丁目二九番一二号

（乙）株式会社メディカルトラストパートナーズ

代表取締役　萩原　清次